

## 京都大学全学共通教育実施体制等特別委員会要項

(平成23年12月6日総長裁定)

第1 京都大学における全学共通教育の今後の実施体制等について検討するため、部局長会議の下に、全学共通教育実施体制等特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。

第2 特別委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当の理事
- (2) 高等教育研究開発推進機構長
- (3) 総長が指名する理事 若干名
- (4) 各学部長
- (5) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第5号の委員は、総長が委嘱する。

第3 特別委員会に委員長を置き、総長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第4 特別委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 特別委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、特別委員会の議を経て委員長が定める。

第5 特別委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、必要に応じて第2第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 専門委員会の委員は、総長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、特別委員会の議を経て委員長が定める。

第6 特別委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7 特別委員会が、結論を得たときは、部局長会議に提示したうえ、総長に報告する。

2 前項の報告（中間の報告を除く。）をもって特別委員会は解散する。

第8 委員会に関する事務は、学務部共通教育推進課において処理する。

第9 この要項に定めるもののほか、特別委員会に関し必要な事項は、特別委員会の議を経て委員長が定める。

### 附 則

この要項は、平成23年12月6日から実施する。